

ジム等費用補助申請の受付開始について

2025年度下期のジム等費用補助申請を電子申請にて、2月1日（日）から受付を開始いたします。

申請資格等の条件は以下の通りとなります。

ご確認の上、健保 HP にリンクがあります「MY HEALTH WEB」から不備(※1 参照)が無いよう申請をお願いします。(健保 HP URL : <https://www.ubekenpo.or.jp/index.html>)

また、「MY HEALTH WEB」に関するログイン IDは、「記号：1、番号：社員番号 5 桁」となりますので、ご注意下さい。

補助対象に関しましては、運動に関するもの（※2 参照）としております。

これまで同様、事前の個々の内容照会には、ご回答をいたしかねますので、一旦ご申請願います。

申請内容に基づき、健保にて総合的に判断させていただき、補助の可否を決定させていただきますので、予めご了承願います。

【補助条件 等】

補助対象者 UBE 健康保険組合の被保険者

（ジム等の利用日時点での被保険者の資格のある方）

補助対象期間 2025年10月1日から2026年3月31日まで

補助回数 1人1回とする

補助金限度額 補助対象期間に6,000円を上限として利用実績額を補助する

申請期限 2026年3月31日（厳守）

申請方法 必要事項を入力し、支払額を証明する書類を画像添付して申請してください。

また、画像添付を複数ページで作成している場合、システム的に確認できませんので、1枚ごとに添付するようお願いいたします。

【請求にあたっての注意事項】

① 運動習慣定着のため、補助対象期間中、最低3か月間の利用を条件とします。

② 本請求に必要事項を入力の上、以下(1)～(3)のいずれかの書類を PDF 等にしてアップロードしてください。支払額を証明する書類は最低3か月以上分を必要とします。

また、書類には「被保険者氏名」、「支払金額」、「利用期間(又は利用月)」、「ジム等名称」の記載を必要とします。

(1) 領収書

(2) 会員証+支払額がわかる書類（口座引き落とし記録、クレジット支払明細など）の写し

(3) 施設が証明する書類（健保様式又は施設発行様式）

- ③ 回数券購入利用の場合は、対象期間中に月1回以上でかつ3か月以上の購入を条件とし、添付する書類は、上記②に準じるものとします。
- ④ 申請の内容によっては、補助の対象外となります。
- ⑤ 本請求入力の個人情報は、補助金支給及び当健康保険組合の実施する保健事業に利用いたします。また、UBE株式会社に情報を提供することがあります。

※1 不備返却が多い事項

- ・添付資料が「会員証」のみで、「支払がわかる書類」の添付が無い。又はその逆。
- ・添付資料の「会員証」に被保険者の名前の記載が無い。又は、被保険者の名前ではなく「UBE 健康保険組合」や「UBE(株)」となっている。
- ・添付資料の「領収書」に領収者の名称が無い。
- ・利用の期間が、1~2か月分のみで申請している。
- ・対象期間外の利用分を申請している。
- ・被扶養者の利用分を申請している。

※2 ・運動量の目安

厚生労働省「健康づくりのための身体活動・運動ガイド2023」による。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/undou/index.html

具体例：息が弾み汗をかく程度以上の（3メツツ以上の強度の）運動を週60分以上

- ・2024年度と2025年度上期に補助した事例（会費、利用料）

スポーツジム、スイミングスクール、テニススクール、ヨガ教室など

以上